

# 第 10 回延岡市農業委員会会議録

(令和 3 年 4 月 27 日)

1. 開催日時 令和3年4月27日(火) 午前9時30分から
2. 開催場所 本庁舎 2階 講堂
3. 出席委員 16名

出席委員

| 番号 | 氏名    | 番号 | 氏名    | 番号 | 氏名    |
|----|-------|----|-------|----|-------|
| 1  | 甲斐壽徳  | 2  | 井本みつよ | 3  | 松田宗史  |
| 4  | 牧野博文  | 5  |       | 6  | 林早苗   |
| 7  |       | 8  | 大戸孝一  | 9  | 高橋正二  |
| 10 | 安藤重徳  | 11 | 矢野光一  | 12 | 星川千鶴代 |
| 13 | 貫藍    | 14 | 松下康廣  | 15 | 菊池光雄  |
| 16 | 花畑志良一 | 17 | 片伯部芳徳 | 18 | 原田博史  |
| 19 |       |    |       |    |       |

4. 欠席委員 3名

5. 出席 農地利用最適化推進委員 20名

出席委員

| 番号 | 氏名    | 番号 | 氏名   | 番号 | 氏名    |
|----|-------|----|------|----|-------|
| 1  | 甲斐幸元  | 2  | 吉田嘉  | 3  | 久富喜良  |
| 4  | 梅田稔夫  | 5  | 遠田祐星 | 6  | 黒田啓睦  |
| 7  |       | 8  | 松田成歳 | 9  | 酒井渡   |
| 10 | 甲斐秀雄  | 11 | 横山博章 | 12 | 甲斐安太郎 |
| 13 | 高橋利喜哉 | 14 |      | 15 | 甲斐詳三  |
| 16 | 木村俊一  | 17 | 田口誠  | 18 | 松原学   |
| 19 |       | 20 | 矢野政治 | 21 | 赤木常信  |
| 22 | 黒田五司  | 23 | 甲斐信良 |    |       |

## 6. 議事日程

### 第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第 65 号 農地法第3条 賃借権の設定について  
 議案第 66 号 農地法第3条 所有権の移転について  
 議案第 67 号 農用地利用集積計画の決定について（利用権・中間管理機構）  
 議案第 68 号 農地法第4条の許可申請について  
 議案第 69 号 農地法第5条の許可申請について  
 議案第 70 号 非農地証明願いについて

- 報告第 37 号 農地法第4条の届出について  
 報告第 38 号 農地法第5条の届出について  
 報告第 39 号 農地法第18条第6項の通知について  
 報告第 40 号 農地法第3条の3第1項の届出について

- 協議第 12 号 延岡市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について  
 協議第 13 号 農用地利用配分計画（案）について  
 協議第 14 号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに  
 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

その他

## 7. 農業委員会事務局等職員

| 役 職             | 氏 名     | 役 職            | 氏 名     | 役 職           | 氏 名     |
|-----------------|---------|----------------|---------|---------------|---------|
| 局 長             | 楠 生 修   | 局長補佐兼<br>農地係長  | 太 田 康 晶 | 農政係長          | 竹 内 祐 子 |
| 農地係<br>総括主任     | 永 友 孝 生 | 農地係<br>主任主事    | 清 田 則 生 | 総合農政課<br>主任主事 | 黒 木 恵 美 |
| 北浦産業建設課<br>専門主事 | 工 藤 博 一 | 北川産業建設課<br>副主査 | 松 山 義 秋 |               |         |
|                 |         |                |         |               |         |

## 8. 会議の概要

|      |  |
|------|--|
| 事務局  | 定刻となりましたので、会長お願い致します。  |
| 議長   | 皆さん、おはようございます。それでは、ただ今から第10回 延岡市定例農業委員会を開催致します。まず始めに事務局より出席確認の報告をお願い致します。  |
| 事務局  | はい。本日は委員総数19名中16名の出席でございます。<br>農業委員会等に関する法律第27条第3項並びに延岡市農業委員会規則第11条の規定による過半数に達していますので、本会が有効に成立していることを報告致します。   |
| 議長   | 本日の議事録署名委員は、委員番号2番 井本みつよ委員と委員番号18番 原田博史委員のお二人をお願いしたいと思います。<br><br>本日の予定ですが、議案第65号 農地法第3条賃借権の設定についてから議案第70号 非農地証明願いについてまでの議案6件、報告案件4件、協議案件3件となっています。議案書の確認をお願い致します。<br>なお、本日は総会終了後、宮崎県農業振興公社による農地中間管理事業の売買事業について研修がありますのでよろしくお願い致します。<br><br>それでは、議案第65号 農地法第3条 賃借権の設定について提案致します。整理番号1番について、委員番号12番 星川千鶴代委員より説明をお願い致します。  |
| 星川委員 | 委員番号12番の星川です。整理番号1番についてご説明致します。農地の所在は北浦町三川内で畑2筆の合計2,205㎡です。農地の貸人は北浦町在住、借人は柚の木田町在住の30代の方です。契約期間は5年間の賃借権の権利設定となっております。借人の経営状況は7,357㎡、労力人2人で、理由は経営規模拡大です。貸人は元々シキミ栽培をしており、息子さんが手伝いをしていましたが会社勤めになったため、定年になるまで知人である借人が引き継ぐことになり、借りることになったようです。<br>4月21日、私と小野推進委員、借人の3名で現地調査を行いました。一枚の畑には既にシキミが植えてあり、もう一枚は茶畑を整地してシキミを植える予定とのことでした。当地は山の中腹にあり、地域との調和要件については問題ありませんでした。借人はシキミ栽培を大々的にしており、農業に対する経験や意欲は十分であり、特に問題ないと思いますので、皆様のご審議の程よろしくお願い致します。 |
| 議長   | 続きまして、判断根拠の説明を事務局よりお願い致します。  |
| 事務局  | はい。それでは事務局より判断根拠をご説明致します。配布しています農地法第3条調査書の1ページをご覧ください。調査書の農地法第3条第2項第1号から第6号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。また、第7号につきましては、ただ今、星川委員から現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとの事なので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。  |
| 議長   | ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願いします。何かご意見、ご質問はございませんか。<br>何かございませんか。  |
| 委員   | 異議なし。  |

|       |  |
|-------|--|
| 議 長   | 異議なしという事ですので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。   |
| 委 員   | (挙手)   |
| 議 長   | ありがとうございます。全員一致でございますので、承認を致します。   |
| 松田委員  | <p>続きまして、議案第66号 農地法第3条 所有権の移転について提案致します。</p> <p>なお、整理番号9番及び10番につきましては、松田宗史委員と関連がございますので、松田委員の退席後の審議とします。それでは整理番号1番について、委員番号3番 松田宗史委員より説明をお願い致します。</p> <p>委員番号3番の松田です。整理番号1番についてご説明致します。農地の所在は平田町、田1筆で面積は129㎡です。譲渡人は平田町在住の方、譲受人は行旆町在住の方です。譲渡人から先月より売りたいという相談がありまして、買い手を探していましたが、行旆の方で買い手が見つかりました。譲渡人は本人が体調の事や跡継ぎがないということで、農業をやめるということでした。譲受人はお元気で、後継者も若く、跡を継いで農業をするということでした。経営状況は約4町で米を作っております。4月23日に私と松田成歳推進委員とで現地調査を行いました。何も問題ないと思われまますので、ご審議をよろしくお願ひします。</p> |
| 議 長   | 次に、整理番号2番について、委員番号4番 牧野博文委員より説明をお願い致します。   |
| 牧野委員  | <p>委員番号4番の牧野です。整理番号2番についてご説明致します。所在は小野町、田3筆、畑1筆の合計1,443㎡です。譲渡人は日向市在住、譲受人は小野町在住の方です。</p> <p>4月24日に譲受人、私と甲斐秀雄推進委員の3人で現地調査を行いました。既に譲渡人の田と畑を譲受人が耕作しており、非常によく管理されておりました。地域との調和要件も何ら問題ないと思われまますので、皆様のご審議をよろしくお願ひします。</p>   |
| 議 長   | 次に、整理番号3番について、委員番号13番 貫藍委員より説明をお願い致します。  |
| 貫 委 員 | <p>委員番号13番の貫です。整理番号3番についてご説明致します。農地の所在は二ツ島町、田1筆の800㎡です。譲渡人は稲葉崎町在住の方、譲受人は無鹿町在住の方です。理由は経営規模拡大ということです。</p> <p>4月26日、私と吉田推進委員と譲受人の3名で現地調査を行い、譲受人が前回所有権を取得した田に隣接する今回の田を集約し、利用したいということです。地域との調和要件については問題ないとのことでした。譲受人は農業に対する意欲は十分であり、特に問題ないと思ひます。皆様のご審議をよろしくお願ひ致します。</p>   |
| 議 長   | 続きまして、整理番号4番について、委員番号15番 菊池光雄委員より説明をお願い致します。   |
| 菊池委員  | <p>委員番号15番の菊池です。整理番号4番について説明申し上げます。所在は北方町曾木、畑1筆の1,260㎡です。譲渡人、譲受人とも北方町曾木在住の方です。理由は経営規模拡大ということです。</p> <p>4月23日に甲斐(正)推進委員と譲受人と私で現地調査を行いました。この土地はきれいに草刈もしており、何ら問題はなく、地域との調和要件も問題ありません。この土地は本来なら別の人に譲る予定でありましたが、近くに住む譲受人に話が来て、まとまった</p>   |

|        |  |
|--------|--|
| 議 長    | <p>ようです。譲受人は地域農業の中心的人物であり、経験も豊富で別に問題ないと思います。ご審議をよろしくお願い致します。</p>   |
| 花畑委員   | <p>次に、整理番号5番について、委員番号16番 花畑志良一委員より説明をお願い致します。</p>  |
| 花畑委員   | <p>委員番号16番の花畑です。整理番号5番についてご説明致します。所在は、北方町川水流の畑1筆、田2筆、合計1,781㎡です。譲渡人は北方町川水流在住でしたが、高齢ということで県外に住む娘さんが面倒を見ることになったそうです。譲受人は伊達町在住の方です。</p> <p>4月23日に木村推進委員と譲受人夫婦と私と4名で現地調査を行いました。譲受人は、岡元町在住の義理の父が農業機械などを持っていて、農業を手伝ってくれるということでした。取得農地面積が1,781㎡で通常の農家要件を満たしませんが、この案件は、空き家に附属した農地の取得になっております。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>  |
| 議 長    | <p>次に、整理番号6番及び7番について、委員番号18番 原田博史委員より説明をお願い致します。</p>   |
| 原田委員   | <p>委員番号18番の原田です。整理番号6番についてご説明致します。農地の所在は牧町、地目は田1筆、面積は423㎡です。譲渡人は柚の木田町在住の90代の方で、譲受人は牧町在住の70代の方で、理由は経営規模拡大です。譲渡人は高齢で農業を続けられないということです。譲受人の経営状況は3,151㎡、労力は2人です。</p> <p>4月23日に譲受人と私と梅田推進委員の3人で現地を確認致しました。既に耕してあり、地域との調和要件についても何ら問題ないと思います。</p> <p>続きまして、整理番号7番について説明致します。農地の所在は栗野名町、地目は田1筆、面積は436㎡です。譲渡人は出北在住の方、譲受人は栗野名町在住の方です。譲渡人はやはり高齢の方で、農業を続けられないということです。経営状況は9,262㎡、労力は3人で、理由は経営規模拡大です。</p> <p>4月23日に譲受人のお父さんと、梅田推進委員と私の3人で現地を確認しました。自宅に隣接した田んぼで、整地されており地域との調和要件も問題ありませんでした。ご審議をよろしくお願い致します。</p> |
| 議 長    | <p>次に、整理番号8番について、黒田啓睦農地利用最適化推進委員より説明をお願い致します。</p>  |
| 黒田推進委員 | <p>推進委員の黒田です。整理番号8番について説明致します。農地の所在は小峯町、畑1筆、田1筆で面積は計865㎡です。譲渡人は県外在住の方で、空き家の持ち主であった方です。譲受人は北浦町在住の方です。</p> <p>4月25日に佐藤委員と私とで譲受人と現地調査をしましたが、空き家は非常に大きな家ですが、大家族で住まわれるということで、子供たちにも加勢してもらえると聞きました。現地については、家庭菜園にするには少し広いかなどという気もしましたが、譲渡人が所有していたトラクター、刈払機等を無償で譲受人に譲っており、十分動く機械だったということです。</p> <p>空き家と市道を挟んで水路等、隣の田んぼについても畑として利用しているという中にあるので、水の問題もあまりないと感じたところです。地域との調和要件等についても何ら問題ないと思います。皆様のご協議の程よろしくお願い致します。</p>  |

|             |   |
|-------------|---|
| 議 長         | 次に、判断根拠の説明を事務局よりお願い致します。  |
| 事 務 局       | はい。それでは事務局より判断根拠をご説明致します。配布しています農地法第3条調査書の2ページから9ページをご覧ください。調査書の農地法第3条第2項第1号から第6号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。また、第7号につきましては、ただ今、各委員から現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとの事なので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。  |
| 議 長         | ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。<br>何かございませんか。  |
| 委 員         | 異議なし。   |
| 議 長         | 異議なしという事ですので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。  |
| 委 員         | (挙手)  |
| 議 長         | ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。<br><br>次に、整理番号9番及び10番について、遠田祐星農地利用最適化推進委員より説明をお願い致します。それでは、松田宗史委員の退席をお願い致します。<br><br>(松田委員退席)   |
| 遠 田 推 進 委 員 | 推進委員の遠田です。整理番号9番及び10番についてご説明致します。整理番号9番は所在が祝子町、田1筆、152㎡です。整理番号10番も所在は祝子町、田2筆で面積は計326㎡です。譲渡人は、どちらの案件も祝子町在住の方で、譲受人は9番、10番とも祝子町に在住の同じ方になります。経営状況は25,413㎡、労力人は3人で、理由は経営規模拡大です。<br>4月25日に譲受人と松田純二委員、自分と3人で現地調査を行いました。3筆とも隣接した農地で、3年ほど耕作をしていない田でした。譲受人は今後田んぼとして利用していくとのことでした。地域との調和要件と譲受人の耕作能力ともに問題ありませんでした。ご審議をよろしく申し上げます。 |
| 議 長         | 次に、判断根拠の説明を事務局よりお願い致します。  |
| 事 務 局       | はい。それでは事務局より判断根拠をご説明致します。配布しています農地法第3条調査書の10ページから11ページをご覧ください。調査書の農地法第3条第2項第1号から第6号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。また、第7号につきましては、ただ今、遠田推進委員から現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとの事なので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。   |
| 議 長         | ただ今、説明が終わりました。整理番号9番と10番について審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。<br>何かございませんか。   |

|      |   |
|------|---|
| 委員   | 異議なし。   |
| 議長   | 異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。   |
| 委員   | (挙手)  |
| 議長   | ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。松田委員の入室をお願い致します。<br><br>(松田委員入室)<br><br>続きまして、議案第 67 号 農用地利用集積計画の決定について提案致します。この案件は農地中間管理機構分です。それでは事務局より説明をお願い致します。  |
| 事務局  | はい。それでは議案第 67 号 農用地利用集積計画の決定について農地中間管理機構分を説明致します。議案書は 7 ページから 15 ページとなります。貸人と農地の所在については議案書に記載のとおりで、借人はすべて公益社団法人宮崎県農業振興公社です。契約内容につきましては、5 年間、10 年間、15 年間の使用貸借権、または賃借権となっています。<br>この案件は農地中間管理機構である宮崎県農業振興公社に中間管理権を取得させ、取得後に公募した借り受け希望者に貸し付けを行う案件です。計画内容については農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願い致します。 |
| 議長   | ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問がある方はお願いします。<br>何かございませんか。   |
| 委員   | 異議なし。   |
| 議長   | 異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。   |
| 委員   | (挙手)  |
| 議長   | はい。全員一致でございますので、承認致します。<br><br>続きまして、議案第 68 号 農地法第 4 条の許可申請について提案致します。<br>この案件は県に進達する分です。それでは、整理番号 1 番について、委員番号 9 番 高橋正二委員より説明をお願い致します。   |
| 高橋委員 | 委員番号 9 番高橋です。整理番号 1 番についてご説明致します。所在は赤水町、地目は畑 1 筆、地積は 241 m <sup>2</sup> です。申請人は桜小路在住の方と、埼玉県在住の方の 2 名共同申請となっております。以前から許可がなく倉庫を建てていたということです。<br>4 月 23 日に現地調査を、県の担当者、事務局 3 名、地権者の代理人 1 名と高橋利喜哉推進委員と私と 7 名で行いました。場所は赤水町内に入って右側の山の斜面に建てられており、隣接している山は山林化している状態で、これはどうもならないということで、問題ないと判断致しました。皆様のご審議をよろしくお願い致します。   |

|       |  |
|-------|--|
| 議 長   | <p>続きまして、整理番号2番について、委員番号15番 菊池光雄委員より説明をお願い致します。</p>  |
| 菊池委員  | <p>委員番号15番、菊池です。整理番号2番について説明致します。農地の所在は北方町曾木、畑5筆の計1,950㎡です。申請人は北方町曾木在住の方で、理由は倉庫・資材置場・駐車場で、許可が出でなかったということで追認です。</p> <p>4月23日に県の担当者、事務局担当者、甲斐（正）推進委員、申請人で現地調査を行いました。ここの周辺の建物も倉庫、資材置場です。申請人は、今は農業が主なのですが、以前建設業を経営し、今は子供夫婦に任せています。</p> <p>ここは資材置場になっていますが、横の資材置場を転用する際に一緒に転用したと理解していたようですが、調べてみると転用の申請をしていなかったということで、今回の申請になりました。始末書も出ており、今回の申請は問題ないと思います。ご審議をよろしくお願い致します。</p>   |
| 議 長   | <p>次に「農地区分」について、事務局より説明をお願い致します。</p>   |
| 事 務 局 | <p>はい。農地区分につきましてご説明致します。整理番号1番の農地区分は2種農地となっています。整理番号2番の農地区分につきましては、正しくは第1種になりますので訂正をお願い致します。</p> <p>まず、整理番号1番の転用につきましては、山が背景にあり、付近に第3種農地が無く、原則許可となるため立地基準に問題ないと判断致しました。次に一般基準については、既に倉庫への転用済みとなっており追認申請となりますが、始末書なども提出されており、周辺農地への影響も無く許可相当と判断致しました。</p> <p>次に、整理番号2番につきましては、周辺に茶畑など農地が広がっており第1種農地となりますが、日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり例外規定に該当するため、立地基準に問題はないものと判断致しました。</p> <p>また、既に倉庫・資材置場・駐車場への転用済みとなっている追認申請ですが、始末書なども提出されており、周辺農地に係る営農条件への支障は無く許可相当と判断致しました。</p> <p>以上で説明を終わります。皆様のご審議をお願い致します。</p> |
| 議 長   | <p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>  |
| 委 員   | <p>異議なし。</p>   |
| 議 長   | <p>異議なしという事なので、この許可申請につきましては県に進達致します。</p> <p>続きまして、議案第69号 農地法第5条の許可申請について提案致します。この案件は県に進達する分です。なお、整理番号4番につきましては、松原学農地利用最適化推進委員と関連がございますので、松原委員の退席後の審議とします。</p> <p>それでは、整理番号1番及び2番について、委員番号3番 松田宗史委員より説明をお願い致します。</p>   |
| 松田委員  | <p>委員番号3番、松田です。</p> <p>まず整理番号1番について説明致します。所在は細見町、畑1筆の63㎡、譲渡人は小</p>   |

|       |  |
|-------|--|
|       | <p>川町在住の方、譲受人は細見町在住の方です。4月23日に私と酒井渡推進委員と、県担当者、事務局職員と現地調査を致しました。凶面を見てもらうとわかる通り、ここは五ヶ瀬川が氾濫すると浸水する国道218号線沿いの低い土地だったのですが、県の水防災事業により、申請地の前の国道218号線の嵩上げも完了したのですが、その後も申請地は畑ということになったままです。現地は、コンクリートが張ってあり、畑という状態ではなくて、この周り全体が道路敷という感じになっておりました。市街化調整区域で第2種農地です。何も問題ないと思われしますので、皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p> <p>次に、整理番号2番について説明致します。所在は行藤町の畑4筆で合わせて706㎡です。譲渡人は野地町在住の方と別府町在住の方で、譲受人は日の出町在住の方です。</p> <p>4月23日に私と松田成歳推進委員、県の担当者、事務局と現地調査を致しました。ここは都市計画区域外で第2種農地です。住宅を建てる予定とのことです。農村集落排水等も整備してあり、問題ないと判断致しました。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p> |
| 議 長   | <p>次に、整理番号3番について、委員番号8番 大戸孝一委員より説明をお願いします。</p>   |
| 大戸委員  | <p>委員番号8番の大戸です。まず整理番号3番について説明致します。所在は北浦町市振、畑1筆、249㎡、譲渡人は北浦町市振在住の方、譲受人は北浦町の水産加工会社になります。今回従業員のための駐車場を造りたいということでの申請になりました。</p> <p>4月23日に譲受人、県の担当者、事務局職員、松原推進委員と私とで現地調査を行いました。周りは2方向を道に囲まれており、他のところは遊休農地になっております。特に問題ないと思っておりますので、ご審議をよろしくお願い致します。</p>   |
| 議 長   | <p>次に「農地区分」について、事務局より説明をお願い致します。</p>   |
| 事 務 局 | <p>はい。農地区分につきましてご説明致します。まず整理番号1番から3番につきましては、第2種農地となっています。第2種農地の転用につきましては、付近に第3種農地が無いなど、原則許可となるため立地基準に問題ないと判断致しました。</p> <p>次に一般基準の判断ですが、整理番号1番につきましては、既に宅地の出入口の一部が転用済みとなっている追認申請ですが、以前県が水防災事業による嵩上げ工事をした際に転用されたものであり、周辺農地への影響も無く許可相当と判断致しました。</p> <p>整理番号2番につきましては、道路法や建築基準法に関する協議が行われており、転用の実現性や資力、転用の計画は妥当であり、周辺農地への影響は無く、許可相当と判断いたしました。</p> <p>整理番号3番につきましても、道路や建築基準に関する協議が行われており、転用の実現性や資力、及び計画は妥当なものであり、周辺農地への影響は無く、許可相当と判断いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。</p>                                     |
| 議 長   | <p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願いします。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>   |
| 委 員   | <p>異議なし。</p>   |
| 議 長   | <p>異議なしという事なので、この許可申請につきましては県に進達致します。</p> <p>次に、整理番号4番について、委員番号8番、大戸孝一委員より説明をお願い致します。なお、松原学農地利用最適化推進委員の退席をお願い致します。</p>   |

|      |  |
|------|--|
|      | (松原委員退席)   |
| 大戸委員 | 委員番号8番の大戸です。整理番号4番についてご説明致します。所在地は北浦町古江、畑1筆、215㎡です。譲渡人、譲受人とも北浦町市振在住の方です。この2人は親子関係になります。今回、農業用倉庫の追認という形での申請になりました。<br>4月23日に、譲受人、県担当者、事務局職員、私とで現地調査を行いました。周りを宅地と市立図書館北浦分館に囲まれており、今後も農業用倉庫として使いたいとのことで、特に問題ないと思います。ご審議の程よろしくお願い致します。   |
| 議長   | 次に「農地区分」について、事務局より説明をお願い致します。  |
| 事務局  | 整理番号4番につきましてご説明致します。申請地は北浦総合支所から300m以内であり、第3種農地となっています。第3種農地の転用につきましては、原則許可となるため立地基準に問題ないと判断致しました。<br>次に一般基準の判断ですが、既に農業用倉庫へ転用済みとなっている追認申請です。始末書なども提出されており、周辺農地への影響も無く許可相当と判断致しました。<br>以上で説明を終わります。皆様のご審議をお願い致します。  |
| 議長   | ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。<br>何かございませんか。   |
| 委員   | 異議なし。  |
| 議長   | 異議なしという事なので、この許可申請につきましては県に進達致します。松原委員の入室をお願い致します。<br><br>(松原委員入室)   |
| 松田委員 | 続きまして、議案第70号 非農地証明願いについて提案致します。整理番号1番及び2番について、委員番号3番 松田宗史委員より説明をお願いします。<br><br>委員番号3番の松田です。整理番号1番と2番について説明致します。<br>整理番号1番は、所在地が舞野町で、畑2筆の計343㎡です。申請人は舞野町在住の方です。4月18日に私と松田成歳推進委員、酒井渡推進委員とで現地調査を致しました。資料の写真にありますが、孟宗竹が生えており、とても農地に戻れるような状況ではありませんでした。<br>次に整理番号2番は、細見町の畑1筆1,773㎡です。申請人は細見町在住です。これも写真がありますが、畑ということになっていますが、現地は大きな杉の木が切り倒されて、杉の株と孟宗竹の藪になっておりました。農機具を入れても畑には戻れない状況でした。皆様のご審議をお願いします。 |
| 議長   | 次に、整理番号3番について、委員番号12番 星川千鶴代委員より説明をお願い致します。   |
| 星川委員 | 委員番号12番の星川です。整理番号3番について説明致します。農地所在地は北浦町三川内、畑1筆の3,553㎡です。申請人は市内在住の方です。申請地は10年以上耕作放  |

|       |   |
|-------|---|
|       | <p>棄された状況になっています。</p> <p>4月18日、私と小野推進委員、大戸委員と現地調査を行いました。現地は、資料の写真にあるとおり、雑草や灌木が茂り農地として利用できない原野と判断致しました。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>   |
| 議 長   | <p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>   |
| 委 員   | <p>異議なし。</p>  |
| 議 長   | <p>異議なしという事ですので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。</p>   |
| 委 員   | <p>(挙手)</p>   |
| 議 長   | <p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。</p> <p>以上で議案の審議は終了します。</p> <p>引き続き、報告事項について事務局よりお願い致します。</p>   |
| 事 務 局 | <p>それでは、事務局より報告事項についてご説明致します。</p> <p>はじめに報告第37号 農地法第4条の届出についてご説明致します。この報告は自己所有農地の転用となっております。議案書の29ページに記載しておりますが、2件の届出があり、田が3筆の1,287㎡の転用となっております。</p> <p>次に、報告第38号 農地法第5条の届出についてご説明致します。この報告は権利の移動を伴った農地転用です。議案書の31ページから32ページに記載しております。全部で9件の届出があり、田が8筆の5,500㎡、畑が10筆の2,630㎡、合計18筆の8,130㎡の転用となっております。</p> <p>続きまして、報告第39号 農地法第18条第6項の通知についてご説明致します。この報告は権利設定の合意解約分です。議案書の34ページから39ページに記載しております。全部で23件の届出があり、田が55筆の43,769㎡、畑が1筆の1,364㎡、合計56筆の45,133㎡の合意解約となっております。</p> <p>最後に、報告第40号 農地法第3条の3第1項の届出についてご説明致します。この報告は相続等により農地の権利を取得した届出です。議案書の41ページから43ページに記載しております。全部で6件の届出があり、田が26筆の14,256.24㎡、畑が20筆の5,957.92㎡、合計46筆の20,214.16㎡となっております。</p> <p>この届出の内容につきましては、議案書に記載のとおりですが、現況が農地以外になっている土地につきましては、文書等で指導していきたいと考えております。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> |
| 議 長   | <p>ただ今、事務局より報告がありましたが、報告内容について、ご質問はございませんか。</p>   |
| 委 員   | <p>異議なし。</p>  |
| 議 長   | <p>無いようですので、次に協議第12号 延岡市農業振興地域整備計画の変更に係る意見</p>  |

|       |  |
|-------|--|
| 総合農政課 | <p>について、総合農政課よりご説明をお願い致します。</p> <p>はい。協議第 12 号 延岡市農業振興地域整備計画の変更についてご説明致します。案件番号 1 番について説明致します。変更内容は農用地区域からの除外となります。位置は北方町うそ越で、2 筆の面積は 1,315 m<sup>2</sup>です。登記地目は畑です。変更理由は非農地判断による職権除外となっています。</p> <p>この件については、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査により非農地と判断されておりまして、当課も農業委員会との協議の結果、除外が妥当であると判断しており、除外に至ります。このことについては令和 3 年 2 月 26 日開催の第 8 回延岡市定例農業委員会において、非農地の承認を得ております。農振農用地の用途区分としては畑としておりますが、今回の除外により変更をさせていただきます。以上です。</p>   |
| 議長    | <p>ただ今、事務局より説明がありましたが、説明内容について、ご質問はございませんか。</p>  |
| 委員    | <p>ありません。</p>  |
| 議長    | <p>無いようですので、続いて農用地利用配分計画（案）について、事務局からの説明をお願い致します。</p>  |
| 事務局   | <p>はい。それでは、協議第 13 号 農用地利用配分計画（案）についてご説明致します。</p> <p>こちらは、先程議案第 67 号で決定した中間管理権の設定についての配分計画となります。議案書の 48 ページから 52 ページのうち、整理番号 49 番までが個別案件となっており、ここまでが 20 名の出し手から計 49 筆、44,242 m<sup>2</sup>の農地を個人 10 名、2 法人へ配分する計画となっています。</p> <p>次に、曾木地区での集積の取り組みについて説明します。議案書は 52 ページの整理番号 50 番及び 51 番に記載されています。こちらは 1 名の出し手から計 2 筆、1,775 m<sup>2</sup>の農地を 1 名の方に配分する計画となっています。</p> <p>次に、小川地区での集積の取り組みについて説明します。議案書は 52 ページの整理番号 52 番から 56 番に記載されています。こちらは 2 名の出し手から計 5 筆、9,030 m<sup>2</sup>の農地を 3 名の方に配分する計画となっています。</p> <p>続きまして、差木野地区での集積の取り組みについて説明します。議案書は 52 ページの整理番号 57 番から 60 番に記載されています。こちらは 4 名の出し手から計 4 筆、1,709 m<sup>2</sup>の農地を 2 名の方に配分する計画となっています。</p> <p>最後に、沖田第一地区での集積の取り組みについて、説明します。議案書は 53 ページに記載されています。こちらは 3 名の出し手から 12 筆の計 8,387 m<sup>2</sup>の農地を 2 名の方に配分する計画となっています。以上です。</p> |
| 議長    | <p>ただ今、事務局より説明がありましたが、説明内容についてご質問はございませんか。</p> <p>無いようですので、最後に協議第 14 号 令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について（案）について、事務局よりご説明をお願い致します。</p>   |
| 事務局   | <p>はい。それでは協議第 14 号 令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）についてご説明致します。これは農業委員会の事務の情報の公表の観点から毎年今の時期に定例会議案の協議として提案させて頂いた後にホームページ上で公表して農業者等の意見を募集します。またそれらの意見を踏まえた上で点検・評価書として公表し、国へも報告することとなっています。</p>  |

|            |   |
|------------|---|
| <p>議 長</p> | <p>今回は総会の時間短縮を図る点からも、委員の皆様をお願いとして議案書と一緒に説明の文書を入れており、この協議（案）につきまして事前に目を通して頂き、総会までに意見・質問等のご連絡をお願いしておりました。そうしましたところ、令和3年度の活動計画につきまして追加案を松原推進委員より意見を戴きました。</p> <p>戴きました案につきまして、事務局内で内容を精査させて頂きましたが、今回の活動計画とは別となりますが、延岡市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について、現在3年に1度の見直しの時期になっております。検討委員会を5月に開催する予定になっておりますので、指針の見直しの際に提案させていただけたらと思っております。説明は以上となります。</p> <p>ただ今、事務局より説明がありましたが、説明内容について何かございませんか。</p> <p>ないようですので、以上を持ちまして第10回 定例農業委員会のすべてを終了致します。</p> <p>なお、冒頭にお話ししましたが総会終了後、宮崎県農業振興公社による農地中間管理事業の売買事業についての研修会がありますのでよろしくお願い致します。</p> |
|------------|---|

以上、会議の顛末を記した記録に相違ないことを認めここに署名する。

会 長      甲 斐 壽 徳

2 番      井 本 み つ よ

18 番      原 田 博 史